

物価・燃料油価格高騰対策

遠賀町中小事業者物価高騰等支援金のお知らせ

◆申請期間:令和4年10月3日(月)~11月30日(水)[当日消印有効]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大および経済情勢の変動により、物価高騰または燃料油価格高騰の影響を受け、令和4年4月から8月までの売上高に占める仕入金額等の割合が増加している町内事業者の事業継続を支援するため、遠賀町が独自で支援金を交付します。

◆支援金額 ※1事業者1回限り

今年と前年の同時期の売上高に占める仕入金額等の割合の上昇率が

●3%以上5%未満増加：**5万円**

●5%以上増加：**10万円**

※遠賀町運送事業者等支援金を受給している場合は、その交付額を差し引いた額となります。

対象事業者	<p>次のすべての要件を満たす事業者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none">●令和4年4月1日から申請日現在で、遠賀町内に営業実態がある事業所や店舗等を有する法人または個人事業者●令和4年4月から8月までの5か月間の売上高に占める仕入金額等(原材料費、燃料費、光熱水費の合計)の割合が、前年同時期と比べて3%以上増加していること●遠賀町運送事業者等支援金の受給者でないこと。ただし、遠賀町運送事業者等支援金の受給者のうち、その交付額が10万円未満で、本支援金の額が運送事業者等支援金の額を上回る場合は、その差額を交付します。●公共法人、政治団体または宗教上の組織もしくは団体、風営法上の性風俗関連特殊営業事業者等でないこと <p>※詳しくは申請要領をご覧ください。</p>
申請方法	<p>申請書等に必要書類を添付して、『郵送』で提出してください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。</p> <p>(郵送料は申請者負担です。)</p>
提出先	<p>〒811-4307 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6番18号</p> <p>遠賀町商工会 宛</p> <p>電話 093-293-0165 (直通)</p> <p>受付時間 午前8時30分~午後5時15分(土・日、祝日を除く)</p> <p>※提出先は遠賀町役場ではありませんので、ご注意ください。</p>

申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

◆申請に必要な書類

- ① 遠賀町中小事業者物価高騰等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 支援金額計算表（様式第2号または様式第2号の2）
- ③ 宣誓・同意書（様式第3号）
- ④ 売上高および仕入金額等の金額が確認できる帳簿等の書類
- ⑤ （法人のみ）履歴事項全部証明書の写し
- ⑥ （個人事業者のみ）令和3年分の確定申告書の写し
- ⑦ （個人事業者のみ）運転免許証等の本人確認書類の写し
- ⑧ 振込先通帳の写し（表紙と表紙を開いた1、2ページ目）
- ⑨ （新規開業者等の場合）開業届等の開業日が確認できる書類の写し
- ⑩ 提出書類チェックリスト

※提出書類の詳細は申請要領をご覧ください。

◆申請書類等の入手方法

申請書類等は、右のQRコードを読み取っていただくか、遠賀町ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」特設ページの「事業者の皆さまへ」より「[遠賀町中小事業者物価高騰等支援金](#)」を選択し、ダウンロードしてください。



また、申請書類等は駅前サービスセンター、役場産業振興課、遠賀町商工会の各窓口でも配布を行っています。

◆支援金の審査・交付について

申請書類の受理後、書類審査を行い、申請内容・添付書類等に不備がなければ、2～3週間ほどで支援金の振込を行う予定です。

なお、提出書類で要件が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いし、審査に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

◆お問合せ先

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係（駅前サービスセンター内）

☎093-293-8233

受付時間 午前9時～午後7時 ※土・日、祝日を除く

E-mail : ekimae@town.onga.lg.jp



不正受給は犯罪です

不正受給が判明した場合は、支援金全額を返還請求するとともに、事業者名等を公表する事があります。